

# エネルギー規制・制度改革 アクションプラン

～グリーン成長に向けた重点 28 項目の実行～

(案)

# エネルギー規制・制度改革アクションプラン 結果とりまとめ

## 目 次

|                                                                          |    |
|--------------------------------------------------------------------------|----|
| はじめに ～規制・制度改革アクションプランの検討結果について                                           | 2  |
| 1. 第一の重点 ～電力システムの改革                                                      | 3  |
| (1) 分散型電源の活用拡大（自家発や再生可能エネルギー等の分散型原電の<br>参入促進とこれを支える送配電事業の中立性・公平性強化）      | 3  |
| (2) スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定<br>（需要家に対するピークカット・省エネ行動を促す料金メニューの拡充・拡大） | 6  |
| (3) 卸市場の活性化によるコスト低減                                                      | 8  |
| 2. 第二の重点 ～再生可能エネルギーの導入加速                                                 | 9  |
| (1) 太陽光発電                                                                | 9  |
| (2) 風力発電                                                                 | 10 |
| (3) 地熱発電                                                                 | 12 |
| (4) 水力発電・バイオマス                                                           | 14 |
| (5) 再生可能エネルギー電源共通項目                                                      | 15 |
| 3. 第三の重点 ～省エネルギーの推進                                                      | 18 |
| (1) 需要側における電力ピーク対策の導入                                                    | 18 |
| (2) 蓄電池の利用拡大                                                             | 19 |
| (3) 民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化                                                | 20 |
| (4) 熱エネルギーの有効利用の促進                                                       | 21 |
| おわりに ～規制・制度改革の不断の取組に向けて                                                  | 23 |

## はじめに ～規制・制度改革アクションプランの検討結果について

エネルギー・環境会議は、平成 23 年 11 月 1 日に「エネルギー需給安定行動計画」を決定し、その一部として、「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を決定した。アクションプランでは、26 項目の重点課題について、行政刷新会議や関係省庁と連携して検討を行い、平成 23 年度末に検討結果の報告を行うこととした。

今回、それら 26 項目の重点課題に、本年 2 月に民主党より政府に提出された「民主党エネルギーPT 第一次提言－再生可能エネルギー導入加速のための規制・制度改革に向けて－」等を踏まえ、更に 2 項目を追加した合計 28 項目について、行政刷新会議等とも連携を取り合いながら、検討の結果の取りまとめを行った。

その結果、全ての項目について、結論は得られており、速やかに措置することとなっている。これらの措置の多くは、今夏の電力需給問題の解決に資する比較的即効性のあるものであり、速やかな実行により、エネルギー構造改革を先行的に実施し、当面のピーク時の電力不足と電力コストの上昇を最小化する。さらに、今回の規制・制度改革は、中長期的なグリーン成長の起爆剤ともなるものである。

以下に、取りまとめ結果の詳細を示す。

## 1. 第一の重点 ～電力システムの改革

### (1) 分散型電源の活用拡大（自家発や再生可能エネルギー等の分散型原電の参入促進とこれを支える送配電事業の中立性・公平性強化）

#### ○重点番号1：自家発補給契約の見直し（経済産業省）

##### 【改革の目的】

自家発等の保有者は、発電機を系統に連系する際の事実上の要件として、自家発の故障等に備えた自家発補給契約（バックアップのための売電契約）を電力需給契約とセットで締結することを求められている。自家発の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から、自家発補給契約のみを異なる電気事業者と締結することを実質的に可能とするなど、自家発保有者の負担を実質的に引き下げる方向でルールを見直す。

##### 【結論】

- ・ 常時契約を一般電気事業者が供給し、自家発補給契約のみを異なる電気事業者が供給すること（自家発補給契約の別契約化）が可能であることを明確にし、このような自家発補給契約の運用に係るガイドラインを決定した。

##### 【実施時期】

- ・ 上記ガイドラインを3月28日に公表、実施した。

#### ○重点番号2：インバランス料金の引き下げ（経済産業省）

##### 【改革の目的】

発電事業者の事故時のリスクを低減させ、自家発等の積極的な活用を図る観点から、夜間等、需要の低い時期等において、特定規模電気事業者及び卸電力取引所利用時の託送に係る同時同量ルールに基づくインバランス料金の水準を客観的データに基づいて大幅に引き下げ、その関連データを公開する方向で見直す。

##### 【結論】

- ・ インバランス料金（同時同量ルールを3%超えた場合の追加料金）については、現状、時間帯を問わず変動範囲内（3%以内）の発電料金の「3倍」と設定されているところを、当面の電力需給対策として、自家発の発電市場への参入を促進する観点から、夜間、日曜日、国民の祝日等について変動範囲内発電料金の「2倍」を目安に引き下げる省令改正を行うことを決定した。

### 【実施時期】

- ・ 上記改正省令を3月23日に公布、今夏までに施行する。

## ○重点番号3：自家発余剰電力の有効活用（経済産業省）

### 【改革の目的】

電力需給が逼迫している中で、需要家が自家発で発電した電気を、電力会社の系統（送電網）を活用して別の需要地にある自社又は関係会社等で有効活用することなどにより、需要家による節電の取組の選択肢を拡大する。

### 【結論】

- ・ 経済産業省において、自家発余剰電力の有効活用策を実施する際に論点となる事項について検討を行い、以下の内容の「節電要請時における自家発の活用拡大策について」のガイドラインを決定・公表した。
  - 数値目標付きの節電要請を受けた需要家等が、自社や子会社等の別の需要地にある自家発を活用して節電目標を達成したいと考える場合に、節電要請を行っている電力会社が、需要家の依頼を受けて自家発余剰電力を買い取る一方、当該需要家は、買取り分を節電目標達成のための節電分にカウントすること（節電みなし）を可能とする。

### 【実施時期】

- ・ 平成23年11月16日にガイドラインを公表・実施済み。
- ・ 上記ガイドラインに基づき、今夏に向けて自家発余剰電力の活用を進める。

## ○重点番号4：送電における広域的運用の実施（経済産業省）

### 【改革の目的】

再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、特に東日本地域において、隣接する一般電気事業者の調整力（余剰電力発生時等の下げしろ等）を活用することにより、風力発電等の導入量を拡大する方向で運用を見直し、その内容を公表する。

中期的には、再生可能エネルギーの導入拡大や自家発等を活用した広域的な電力供給を更に促すため、50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定を行うとともに、30分一定量の計画値によらずとも連系線の利用を可能とすることを含めて検討する。

### 【結論】

＜風力発電等の導入量の拡大＞

- ・ 北海道電力、東北電力及び東京電力の電力会社3社は、既設地域間連系線の活用と風力発電出力制御技術の組み合わせによる風力発電の導入拡大の

ための実証試験を行う旨を公表した。今後更に、実証試験の実施体制の枠組みについて整理し、公表する。

- ・ 出力変動に対する調整力（電圧、周波数の調整）に関する運用の詳細や、今後見込まれる域内送電網や地域間連系線の整備も加味した系統可能量の更なる拡大について検討を行い、各一般電気事業者の連系可能量を公表する。その結果によれば、連系可能容量が5割以上拡大する見込み（注1）。また、一般社団法人電力系統利用協議会（ESCJ）（注2）の「風力可能連系可能量確認WG」において考え方や合理性の確認を進めており、これも含め風力発電の導入量を更に拡大するための取組を継続する。
- ・ 今後更に風力導入量の増加に伴い、出力抑制データの分析を行い、更なる導入可能量の増加を検討する。
- ・ 風力発電の連系可能容量の検証結果を踏まえ、本年4月以降、風力発電の導入量をさらに拡大するための取組を具体化する。

（注1）連系可能容量を公表している7社ベース

（注2）ESCJ：電気事業法第93条に定められた送配電の運用・管理を行う  
中立機関

<50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定など>

- ・ 以下の指摘を含む「電力システム改革に関するタスクフォースの論点整理」を公表した。
  - 「既存の供給区域を超えた広域での系統運用や需給調整を行い、供給力の広域的な有効活用を図るための仕組みが必要ではないか。」
- ・ 前記の論点整理に従い、本年2月に今後総合資源エネルギー調査会の電力システム改革専門委員会において検討を開始した。

### 【実施時期】

<風力発電等の導入量の拡大>

- ・ 平成23年9月に電力会社3社が実証試験の実施を公表済。平成24年2月、北海道電力と東北電力が実証試験に係る応募結果と今後の取り組みについて発表した。
- ・ 平成24年4月に、各一般電気事業者の連系可能量について公表する。

<50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定など>

- ・ 平成23年12月27日に論点整理を発表。
- ・ 総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進め、夏前までを目途に取りまとめを行う。

○重点番号5：再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備  
(経済産業省)

【改革の目的】

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）で規定された、再生可能エネルギーの系統への接続について電力会社が接続を拒否できる場合を具体的に定める等、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表する。また、一般電気事業者は接続の可否の判断について接続申請者に対し説明責任を負い、紛争となる場合には、一般電気事業者が一義的な挙証責任を負う方向で、中立的な第三者が裁判外紛争処理（ADR）を行うよう、ルールを策定する。

【結論】

- ・ 経済産業省において、多様なプレーヤーによる再生可能エネルギー電気の導入を促すための接続ルールに関し、再生可能エネルギー電気の系統への接続について、電力会社が接続を拒否できる場合を具体的に定める等の措置を講ずる省令案の作成作業を行っている。
- ・ 再生可能エネルギー電源の出力抑制を行う場合のルールについては、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会における議論を踏まえ、ESCJにおいて優先給電ルールに関する送配電等業務支援機関ルールの改定作業を行っている。
- ・ ESCJが、中立的な第三者として裁判外紛争処理（ADR）の認証を受けるための業務規定の改定等について調整を行っている。

【実施時期】

- ・ 上記省令及び送配電等業務支援機関ルールの改定について、本年7月1日の再生可能エネルギーの買取制度の導入に向けて措置を行う。

(2) スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定  
(需要家に対するピークカット・省エネ行動を促す料金メニューの拡充・拡大)

○重点番号6：柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネの誘因強化（経済産業省）

【改革の目的】

産業・業務・家庭すべての部門において需給動向の変化を踏まえた柔軟な料金メニューを設定し、需要家による主体的なピークカット・省エネ促進に向けたインセンティブを強化する。

### 【結論】

- ・ 本アクションプラン決定後、節電をした場合により高い割引が受けられるような需給調整契約など、6社が新たな料金メニューを導入した。
- ・ 事業者による電力需要のピーク対策を円滑化する仕組みを創設するための省エネ法改正案を国会に提出した。

### 【実施時期】

- ・ 今夏に向けて、特に電力需給の厳しい電力会社を中心に、ピーク時間帯料金等の柔軟な料金メニューの設定を更に促す。
- ・ 上記の改正省エネ法成立後、速やかに関連の省令等を整備し、施行する。

## ○重点番号7：スマートメーターの導入加速化のための制度的枠組み（経済産業省）

### 【改革の目的】

スマートメーターを今後5年以内に総需要の8割まで集中整備するとの政府目標に向け、一般電気事業者によるメーターの加速的な導入を制度的に担保する仕組みを整備する。併せて、スマートメーターの導入インセンティブを付与する観点から、計量法に基づく検定手数料を引き下げる方向で見直しを行う。

### 【結論】

#### ＜スマートメーター導入促進＞

- ・ 総合資源エネルギー調査会等において、スマートメーターの早期普及を制度的に担保する仕組みの整備についての検討を行っている。
- ・ 事業者による電力需要のピーク対策を円滑化する仕組みを創設する省エネ法改正案を国会に提出した。

#### ＜計量法に基づく検定料＞

- ・ 経済産業省において、政令改正による検定料の引き下げについて検討している。

### 【実施時期】

#### ＜スマートメーター導入＞

- ・ 上記の改正省エネ法成立後、速やかに関連の省令等を整備し、施行する。

#### ＜計量法に基づく検定料＞

- ・ 本年6月中目途で改正政令を施行する。

## ○重点番号8：スマートメーターのインターフェース標準化（経済産業省）

### 【改革の目的】

家庭におけるエネルギー使用情報の活用による一層の省エネを図るべく、スマ



ートメーターと HEMS との情報連携に必要なインターフェースの標準化及びその前提となる電力各社等から提供されるデータフォーマットの統一を行う。

**【結論】**

- ・ 官民協議会であるスマートコミュニティアライアンスの国際標準化 WG のエネルギーマネジメントサブワーキング (EMS-SWG) の中の「スマートハウス標準化検討会」の下に「スマートメータータスクフォース」を設置し、スマートメーターと HEMS※との情報連携に必要なインターフェースの標準化及びその前提となる電力各社等から提供されるデータフォーマットの統一について結論を得た。

(※ Home Energy Management System : 住宅のエネルギー管理システム)

**【実施時期】**

- ・ 平成 23 年 11 月 7 日に「スマートメータータスクフォース」を設置、平成 24 年 2 月 24 日に結論を得た。
- ・ 本年 2 月以降、上記の結論を踏まえた形で、調達するスマートメーターの使用や各社の実証への反映等、取組を進めている。

### (3) 卸市場の活性化によるコスト低減

#### ○重点番号 9 : 卸・IPP の発電余力の活用 (経済産業省)

**【改革の目的】**

卸電気事業者及び卸供給事業者 (IPP 等) については、通常、一般電気事業者との契約において 40~80% の利用率をベースとした発電パターンが定められているが、夜間等の発電余力を活用することは、社会全体としてのコスト低減に資する。このため、卸電気事業者及び卸供給事業者に対し卸電力取引所等を通じた売却、一般電気事業者及び特定規模電気事業者 (PPS) に対し積極的な電源調達をそれぞれ促す観点から、卸供給契約とは別途、発電した電力の売買が可能となるよう措置する。

**【結論】**

- ・ 経済産業省において、卸・IPP の発電余力の活用を実施する際に論点となる事項について検討を行い余力活用契約に関する具体的な手続の指針を示した「卸・IPP 電源の発電余力活用の具体的スキームについて」のガイドラインを決定・公表した。

**【実施時期】**

- ・ 平成 23 年 11 月 24 日にガイドラインを公表、実施済み。
- ・ 今冬の実施状況を踏まえて、引き続き必要な見直しを行う。

## 2. 第二の重点 ～再生可能エネルギーの導入加速

### (1) 太陽光発電

#### ○重点番号 10：電気事業法上の保安規制の見直し（経済産業省）

##### 【改革の目的】

500kW 以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理検査の不要範囲を拡大するとともに、使用前安全管理検査における負荷遮断試験等の試験方法を合理化する。

##### 【結論】

- ・ 工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大について、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において、2,000kW に引き上げる方向で結論を得た。
- ・ 負荷遮断試験等の試験方法については、その合理化を行うことを前提とし、経済産業省においてその内容の検討に着手した。

##### 【実施時期】

- ・ 平成 24 年 3 月 8 日に上記小委員会において結論。当該結論に則り、本年 6 月目途で電気事業法施行規則の改正を行う。
- ・ 負荷遮断試験等の試験方法の具体的な合理化の内容については、平成 24 年度中早期に結論を得て、速やかに必要な措置を講じる。

#### ○重点番号 11：工場立地法上の取扱いの見直し（経済産業省）

##### 【改革の目的】

メガソーラー（1,000kW 以上の大規模太陽光発電施設）の立地制約として指摘されている工場立地法上の生産施設面積規制について検討し、所要の見直しを行う。

##### 【結論】

- ・ 産業構造審議会地域経済産業分科会第 27 回工場立地法検討小委員会において、太陽光発電施設に係る工場立地法に規定する生産施設面積率について審議した。
- ・ その結果を踏まえ、工場立地法の準則（告示）別表第 1 を見直すことにより、太陽光発電施設については生産施設面積率を 50%から 75%に拡大する改正を平成 24 年 1 月 31 日に施行済みである。
- ・ 更に、売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び

環境施設として位置付けることについて、事業者の要望及び周辺住民に与える影響を考慮しつつ検討し、審議会における検討結果を踏まえ、見直しを行う。

**【実施時期】**

- ・ 上記方針に則り検討し、本年 7 月までに結論を得て、速やかに措置を行う。

**(2) 風力発電**

**○重点番号 1 2：自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討（環境省）**

**【改革の目的】**

風力発電の適地の一部は自然公園内にも存在する。自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、事業者等の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しを行うことを検討する。

**【結論】**

- ・ 平成 23 年 12 月以降、風力発電事業者からの意見聴取等を行い、ガイドラインの見直しについて検討を行った。
- ・ 風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、環境影響評価法との関係を整理するとともに、個別事例の検証を行いながら実態把握を進め、必要な見直しを行う。

**【実施時期】**

- ・ 上記方針に則り検討し、平成 24 年度中に必要な見直しを行う。

**○詳細番号 4 3：風力発電に関する構造基準の見直し（国土交通省） ※追加**

**【規制改革の内容】**

風力発電機に関する構造基準の合理化に向けて、事業者等との検討を進める。

**【結論】**

- ・ 風力発電機に関する構造基準の合理化に向けて、事業者との間で協議を進めている。
- ・ 協議の具体的内容は、以下のとおりである。
  - ① JIS 材と国際規格・海外規格材との比較、受け入れについて
  - ② アンカーボルトの基準強度の制定について
  - ③ 地震時（L2）における検証方法の緩和

- ・ なお、風力発電機（洋上風力発電機を含む）に関する審査については、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することを検討し、結論を得る。

#### 【実施時期】

- ・ 協議内容のうち、①、②については平成 24 年度上半期で結論を得る。③については、引き続き協議を進め、結論を得られ次第措置を行う。
- ・ 電気事業法上の審査への一本化に関しては、平成 24 年度中に検討し、結論を得る。

### ○重点番号 13：洋上風力発電に関する制度環境の整備

（内閣官房総合海洋政策本部、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

#### 【改革の目的】

洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組みを検討するとともに、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等の諸規制の適用のあり方について整理・検討する。

#### 【結論】

- ・ 海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議（平成 23 年 10 月 19 日総合海洋政策本部幹事会決定）及び海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会（同）において、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組み等について検討を行っている。
- ・ 今通常国会に提出した「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」において、洋上風力発電を含む海洋再生可能エネルギーの利用と漁業振興・漁村活性化との調和を図るべく、発電設備整備の計画段階から漁協も含む関係者が参画し、調整を円滑に進めていくための枠組みを盛り込んでいる。
- ・ 洋上風力に関する電気事業法上の諸規制についての整理・検討に関しては、洋上風力発電設備の特徴やリスク等について検討に着手した。
- ・ 浮体式洋上風力発電設備に船舶安全法を適用することとし、同法に基づく技術基準を策定する。
- ・ 平成 23 年 8 月に設置された「浮体式洋上風力発電施設の安全性検討委員会」において、安全ガイドライン（技術基準を満足するための具体的な設計方法に関する指針）に盛り込むべき内容等について審議している。
- ・ 浮体式洋上風力発電施設に関する建築基準法上の諸規制についての整理・検討に関しては、上記委員会での検討内容を踏まえ、建築基準法における規制の適用のあり方について検討を行っている。

### 【実施時期】

- ・ 平成 24 年春頃を目途に総合海洋政策本部会合で海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）を決定する。
- ・ 電気事業法上の諸規制についての整理・検討に関しては、電気事業法に基づく風力発電に係る現行技術基準等についての洋上風力発電に対する妥当性評価を行った上で、詳細検討が必要となる検討項目の抽出等を行い、検討の結果、結論を得られたものから早期に措置を行う。
- ・ 平成 23 年度末までに船舶安全法に基づく技術基準を策定する。
- ・ 平成 25 年度に浮体式洋上風力発電の設計方法に関する安全ガイドラインを策定する。
- ・ 建築基準法上の諸規制についての整理・検討に関しては、「浮体式洋上風力発電施設の安全性検討委員会」での検討内容を踏まえ、建築基準法における規制の適用のあり方について検討し、結論を得られ次第、措置する。

## （３）地熱発電

### ○重点番号 14：自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等（地熱発電） （環境省）

#### 【改革の目的】

地熱発電施設を当分の間 6 か所に限定するという通知を廃止し、傾斜掘削による自然公園の地下開発であれば許可可能である旨通知するとともに、自然公園の区分や開発段階（地表探査、掘削調査、発電設備設置等）ごとに、許可が可能となる要件や方法を検討し、明確化する。併せて、具体的な案件を対象に関係者の合意形成・連携促進のための優良事例の形成を図る。

#### 【結論】

- ・ 平成 23 年 6 月以降、地熱発電事業に係る自然環境影響検討会を開催し、地熱発電事業における環境への影響軽減技術等について検討し、報告書を取りまとめ。
- ・ 当該報告書等を踏まえ、国立・国定公園内における地熱発電施設を 6 箇所に限定するという通知を廃止するとともに、国立・国定公園の区分や地熱発電の開発段階に応じた許可方針について、風致景観や自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用の高いレベルでの調和を図る観点から、国立・国定公園内での地熱発電について、以下の事項を可能とするための通知を環境省より発出する。
  - 地熱資源の状況を把握するために広域で実施することが必要な調査であって、地表に影響がなく原状復旧が可能なもの等一定の要件を満たすものについては、特別保護地区及び第 1 種特別地域を含め、国立・国定

公園全域において許可可能であること。

- 普通地域については、風景の保護上の支障がないもの等について、地熱開発を認めること。
- 普通地域、第2種及び第3種特別地域において、小規模の地熱発電やバイナリー発電等で一定の要件を満たすものについては認めることとし、その促進のため地域への情報提供を行うなど積極的な取組を進めること。
- 普通地域又は公園外から第2種・第3種特別地域内の地下への傾斜掘削による地熱利用については、特別地域の地表への影響がないこと等一定の要件を満たすものは許可可能であること。
- 第2種・第3種特別地域における垂直掘削及び発電施設の設置は、景観保全等に特別な配慮を要する地域であることを踏まえ、自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られる優良事例の形成を検証しつつ、実施すること。その際、地域での合意形成や環境への影響を軽減する技術の投入など特段の取組が行われる事例を具体的案件として選択すること。

#### 【実施時期】

- ・ 平成24年3月27日に、上記検討会報告書及び通知を決定・公表した。
- ・ 我が国の将来の地熱開発が適切に進められるよう、平成24年度から、優良事例の形成を図る中で得られる知見等に基づき、国立・国定公園内において風致景観や自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用の高いレベルでの調和が図られる地熱開発についての検証を行う。

### ○重点番号15：温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定（環境省）

#### 【改革の目的】

地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定する。

#### 【結論】

- ・ 検討の結果として、以下の内容を含む温泉法における掘削許可の判断基準の考え方をガイドラインとして各都道府県等に通知を行う。
  - 温泉を湧出させることを目的としない抗井のうち温泉法の掘削許可申請が必要なものは「温泉の湧出が見込まれる場合」であること
    - ※ 例えば、構造試錐など、地質構造等を調査するための掘削であって、温泉の湧出が見込まれない場合には、許可申請は不要。
  - 掘削許可の可否について審議する温泉審議会において、近隣温泉への影響等を技術的・科学的見地から判断できる地質等の専門家の参画を検討することを各自治体に要請。

#### 【実施時期】

- ・ 平成 24 年 3 月 27 日に上記通知を発出した。
- ・ 当該通知発出後、環境省としてガイドラインの趣旨を各都道府県に周知する。
- ・ 更に、引き続き温泉資源に関する各種調査を実施し、また、関係者の意見を聞きながら、少なくとも 5 年ごとに総点検を実施するとともに、随時、ガイドラインの更新を行う。

### （４）水力発電・バイオマス

#### ○詳細番号 5 4：河川環境・発電規模・利用場面等に応じた水利権の許可手続きの合理化（国土交通省） ※追加

#### 【規制改革の内容】

小水力発電に関しては、過去に閣議決定された改革事項を含め、一連の規制・手続き等に関して、次のスケジュールにより見直しを進めていく。具体的には、23 年度中に、従属発電に係る水利使用許可手続の簡素化・標準処理期間の短縮化、一定の小水力発電に係る河川環境調査等の不要化を行うとともに、発電水利権の許可手続に関する相談窓口を設置する。加えて、小水力発電施設に係る構造基準の検討、河川環境への影響度に係る調査研究に 23 年度中に着手するとともに、構造基準に関しては早期に結論を得る。

#### 【結論】

- ・ 手続の簡素化及び標準処理期間の短縮については、「総合特別区域法」及び「東日本大震災復興特別区域法」により対応した。また、「総合特別区域法の施行について（河川法の特例等関係）」（平成 23 年 8 月 29 日水管理・国土保全局長通知）により、標準処理期間 1 ヶ月を目安とすることを河川管理者等関係者に周知を行った。
- ・ 平成 24 年 3 月に、一定の小水力発電に係る河川環境調査等の不要化を通知するとともに、発電水利権の許可手続に関する相談窓口を設置した。
- ・ 小水力発電施設に係る構造基準については、平成 24 年 3 月に原案を作成済みである。
- ・ 小水力発電施設の設置が河川環境に与える影響度に係る調査研究に着手した。

#### 【実施時期】

- ・ 平成 24 年 4 月以降、構造基準の原案について、関係機関、団体等との意見交換を重ね、平成 24 年度中目途で成案を得る。
- ・ 国内事例等を調査、収集することにより、小水力発電が河川環境に与える

影響度について調査研究を深め、当該結果を踏まえて手続きの更なる簡素化について検討を進める。

## （５）再生可能エネルギー電源共通項目

### ○重点番号１６：農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化（農林水産省）

#### 【改革の目的】

農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進するため、食料供給及び国土保全と両立する土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度の創設に関する課題について検討を行う。

#### 【結論】

- ・ 今通常国会に「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を提出した。
- ・ 本法案は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの促進に関する国の基本的な方針等に沿って、農山漁村において再生可能エネルギー発電設備を整備する場合、
  - 市町村が農林地等の集団的な所有権移転等を促進するための計画を定め、公告することにより所有権移転等の効果を付与するとともに、
  - 農地法、森林法、漁港漁場整備法等の各種許可手続等をワンストップ化することを可能とするものである。

#### 【実施時期】

- ・ 平成 24 年 2 月 17 日に上記法案を閣議決定。法案の成立後、公布から 6 ケ月以内のできるだけ早い時期に施行する。また、法の施行までの間に基本的な方針を策定する。
- ・ 農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進を具体的に進める観点から、関係府省と連携して基本的な方針を策定するとともに、地域の農林漁業者等が発電事業に参画するなど農山漁村の活性化に貢献するモデル的事例を創出するため、具体的なプロジェクトを進める。



○重点番号 17：国有林野の貸付対象に関する見直し  
(財務省・農林水産省・経済産業省)

【改革の目的】

再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するように関係省庁間で検討・整理する。

【結論】

- ・ 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業の用に国有林野を使用させる場合について、関係省庁において検討を行い、今後、具体的な手続等を検討・整理した上で、以下のとおり随意契約により、国有林野の使用を認めることとした。
  - 今通常国会に提出した「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」が成立した場合、同法の規定に基づき市町村の認定を受けた「設備整備計画」に記載された再生可能エネルギー発電設備を国有林野に設置するときは、一定条件の下、包括協議において、公共用、公用又は公益事業の用に供するものとして、随意契約により、国有林野の使用を認める。
  - また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」の規定に基づき、再生可能エネルギー発電設備としての認定を受けた場合、包括協議において、公共用、公用又は公益事業の用に供するものとして、随意契約により、国有林野の使用を認める。

【実施時期】

- ・ 上記方針に則って検討し、
  - 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が成立した場合、その施行後
  - 本年 7 月の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行後速やかに措置を行う。

○重点番号 18：地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー導入の位置付け強化（環境省）

【改革の目的】

地方公共団体が主導した再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入促進のため、地球温暖化対策法において策定義務が課されている地方公共団体実行

計画における導入目標の設定の在り方、条例との連携等について検討する。

#### 【結論】

- ・ 中央環境審議会地球環境部会 2013 年以降の対策・施策に関する検討小委員会の検討に資するために設置された「地域づくりワーキング・グループ」において、地方公共団体における土地利用・交通政策、地域でのエネルギー確保のための導入促進方策等について取りまとめた。

#### 【実施時期】

- ・ 「地域づくりワーキング・グループ」の検討結果を取りまとめ、平成 24 年 3 月 7 日に中央環境審議会地球環境部会 2013 年以降の対策・施策に関する検討小委員会で報告を行った。
- ・ 上記取りまとめ結果や上記小委員会での議論等を踏まえ、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルの改定に向けて検討を行い、平成 24 年度中に同マニュアルを改定する。

○重点番号 4：送電における広域的運用の実施（再掲）

○重点番号 5：再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備（再掲）

### 3. 第三の重点 ～省エネルギーの推進

#### (1) 需要側における電力ピーク対策の導入

##### ○重点番号 19：省エネ法における電力ピーク対策の積極評価（経済産業省）

###### 【改革の目的】

工場等のエネルギー対策において、エネルギー使用量の原単位改善に加え、太陽光発電やコジェネレーション、自家発電等の分散型電源、蓄電池等によるピークの平準化を総合的に評価できる体系とする。ピークシフトの目標を設定し、その目標を達成すれば、エネルギー使用量の原単位改善目標を緩和できることとすることについて検討する。

###### 【結論】

- ・ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会において、従来の省エネ施策の見直しを行い、平成 24 年 2 月 29 日に中間取りまとめを行った。
- ・ 当該取りまとめに則り、工場、輸送等の各分野における電力需要ピーク時の電力の使用を低減する取組について、原単位改善努力目標の算出方法を見直す等により、当該取組が評価される体系にすべく、省エネ法改正案を今通常国会に提出した。

###### 【実施時期】

- ・ 上記の改正省エネ法成立後、速やかに関連の省令等を整備し、施行する。

##### ○重点番号 20：需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力（経済産業省）

###### 【改革の目的】

需要側において電力ピーク対策を実施するためには、エネルギー情報を把握するエネルギー供給事業者からの協力が必要不可欠である。そのため、個々の需要家に対するエネルギー情報の提供、スマートメーターの導入等から構成される協力計画の策定・公表を義務付けることについて検討する。

###### 【結論】

- ・ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会において、従来の省エネ施策の見直しを行い、平成 24 年 2 月 29 日に取りまとめを行った。
- ・ 需要側における省エネ・ピーク対策を円滑に進めるため、電気事業者による、個々の需要家に対するエネルギー使用情報の提供、料金メニューやスマートメーターの導入、電気の需給の状況に関する情報提供等についての計画の作成・公表について規定する省エネ法改正案を今通常国会に提出し

た。

#### 【実施時期】

- ・ 上記の改正省エネ法成立後、速やかに関連の省令等を整備し、施行する。

## （２）蓄電池の利用拡大

### ○重点番号２１：リチウムイオン電池の取扱い規制の見直し（総務省）

#### 【改革の目的】

リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。

#### 【結論】

- ・ 「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」において、リチウムイオン電池を大量に貯蔵又は取り扱う施設の防火上必要な安全対策について、実証実験結果を踏まえた検討を行い、平成 23 年 12 月 5 日に結論を得て、消防法令の改正等に着手した。
- ・ 得られた結論のうち法令改正が必要な事項以外の事項については、平成 23 年 12 月 27 日付けの各地方公共団体宛ての通知により措置済みである。

#### 【実施時期】

- ・ 検討会において得られた結論に基づき、平成 24 年 5 月末公布を目指して政省令の改正に係る手続を行う。

### ○重点番号２２：リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁（総務省）

#### 【改革の目的】

リチウムイオン電池を消防法上の非常用電源の蓄電池設備として活用できるよう、所要の規程を整備する。

#### 【結論】

- ・ リチウムイオン電池を非常用電源の蓄電池設備として用いる場合に必要とされる安全対策について検討を行い、結論を得て消防法施行規則に基づく消防庁告示を改正した。

**【実施時期】**

- ・ 平成 24 年 1 月に検討の結論を得て、同年 3 月 27 日に消防法施行規則に基づく消防庁告示を改正した。

**（３）民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化****○重点番号 23：住宅・建築物の省エネ基準の見直し（経済産業省・国土交通省）****【改革の目的】**

現行の住宅・建築物の省エネ基準について、外壁・窓等の断熱性能に加え、照明・空調・給湯器等の高効率化、太陽光発電等の創エネについても総合的に評価する方向で見直しを行う。また、建築物について、現行の基準適合率等も踏まえつつ、省エネ基準を強化する。

**【結論】**

- ・ 住宅・建築物の省エネ基準を、一次エネルギー消費量で総合的に評価する基準とすべく経済産業省及び国土交通省において技術的な検討を行い、審議会等での審議を踏まえ、新基準を策定する。

**【実施時期】**

- ・ 今通常国会に提出している都市の低炭素化の促進に関する法律案における認定制度との整合性も踏まえつつ、建築物については平成 24 年度中、住宅については平成 24 年度以降できる限り早期に施行する。

**○重点番号 24：住宅・建築物のラベリング制度の充実（経済産業省・国土交通省）****【改革の目的】**

住宅・建築物の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図り、「見える化」を促進する。

**【結論】**

- ・ 今通常国会へ提出している都市の低炭素化の促進に関する法律案において、将来には新築住宅・建築物が達成すべき水準を考慮した誘導基準に適合する省エネ性能に優れた住宅・建築物の認定制度を創設することとしている。
- ・ また、住宅・建築物の省エネ基準の見直し（重点番号 23）に伴い、住宅性能表示制度等を活用し、住宅の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図る。

### 【実施時期】

- ・ 同法案の早期施行を図る。
- ・ 住宅性能表示制度等を活用したラベリング制度の充実については、平成 25 年度前半までに実施する。

## ○重点番号 25：住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化 (経済産業省・国土交通省)

### 【改革の目的】

2020 年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、義務化の対象、時期、必要な支援策などについて、関係省庁が連携しながら検討を行う。

### 【結論】

- ・ 今通常国会に提出している「都市の低炭素化の促進に関する法律案」において、省エネ性能等に優れた住宅・建築物の認定制度の創設を図ることとしている。
- ・ 今期通常国会での省エネ法改正に合わせ、2020 年までの具体的な工程（義務化の対象、時期、水準）を明確にするべく、必要な検討を関係省庁にて進めている。
- ・ 具体的な工程の明示に当たっては、義務化の対象について大規模（例えば 2,000 m<sup>2</sup>以上）、中規模（2,000 m<sup>2</sup>～300 m<sup>2</sup>）、小規模（300 m<sup>2</sup>未満）、建築物と住宅（集合住宅と戸建住宅）等に具体的に区分し、義務化の時期、水準を示すものとする。

### 【実施時期】

- ・ 平成 24 年 4 月に「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、具体的な工程（義務化の対象、時期、水準）を明示する。

## (4) 熱エネルギーの有効利用の促進

## ○重点番号 26：熱エネルギーの活用のための制度整備（経済産業省、国土交通省）

### 【改革の目的】

熱エネルギーの有効利用を進めるため、熱供給の柔軟な運用、河川熱や下水熱等の利用、熱導管の整備に関する規制緩和等を検討する。その際、まちづくりと一体となってエネルギーインフラの整備を検討することの重要性にかんがみ、まちづくり政策とエネルギー政策の縦割りを打破するような省庁横断的な新たな枠組みについて検討を行う。

## 【結論】

- ・ 平成 23 年 5 月に、経済産業省が、国土交通省、環境省、自治体、事業者の参画の下、「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」を設置した。同年 8 月、本研究会において、①地区・街区レベルにおける熱の有効利用に関する計画を、国が認定して特例的な措置を講じる枠組みの構築や、②河川熱、下水熱等の再生可能・未利用エネルギー熱の利用促進に関するガイドラインの策定について検討すること等の提言を行った。
- ・ 同提言を踏まえ、河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等に関する通達を改正する。
- ・ また、同提言及び「官民連携による下水道資源有効利用促進制度検討委員会」の提言を踏まえ、下水熱の利用に係る標準下水道条例を改正し、ガイドラインを策定する。
- ・ 更に、同提言等を踏まえ、市街地整備の一環として自然・未利用エネルギーを地区・街区単位等で面的に活用するシステムを構築するための支援を強化すべく、先導的都市環境形成促進事業の拡充（エネルギー面的利用推進事業の創設等）に向けて検討している。これらの取組の中で省庁横断的な協力関係を深めていく。

## 【実施時期】

- ・ 平成 24 年 3 月に河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等に関する通達を改正する。
- ・ 平成 24 年 3 月 30 日に、下水熱の利用に係る標準下水道条例を改正し、ガイドラインを策定する。
- ・ 引き続き関係省庁が連携しつつ、同研究会の提言に含まれるその他の論点や取組の方向性について、具体化に向けて検討を進める。
- ・ 更なる取組として、コージェネレーション（熱電併給施設）の抜本的拡大を図るべく、支援策の在り方や規制・制度面での課題等について総合的な検討を行い、結論を得る。

○重点番号 18：地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー導入の位置付け強化（再掲）

## おわりに ～規制・制度改革の不断の取組に向けて

今回、当面のピーク時の電力不足と電力コストの上昇を最小化するため、年度内に結論を得るべき規制・制度改革が着実に実施されることが確認された。これらを着実に実施することにより、平成 23 年 11 月のエネルギー需給安定行動計画で示したとおり、予算の効果などと合わせて、需給ギャップを埋める効果が期待できる。

しかし、電力需給の安定化のためには、不断の取組が必要である。

今回のとりまとめた事項のうち、平成 23 年度末から 4 月にかけて実施することになっている措置については、4 月中にもその実施状況を確認し、さらに今夏の需給安定に向けて、6 月までに今回の取りまとめ措置を受けた状況の確認を行う。

更に、今回とりまとめた重点 28 項目に加え、別途政府内で検討されている中長期の観点からの電力システムの改革を含め、エネルギー分野における規制・制度改革は、電力需給の安定化に加え、グリーン成長を軸としたエネルギー構造改革のための不断の取組として、更なる検討を着実に進めていくことが必要である。

エネルギー・環境会議としては、引き続き、行政刷新会議や関係省庁と連携しつつ、今回取りまとめた事項が着実に進展していることの確認を含め、各省庁におけるグリーン成長の実現に向けた取組を促し、課題を解決していく。